

議 題	<p><b>1 会議録の承認</b></p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>(1) 就学援助事務及び個別支援学級就学奨励事務の口座振込におけるデータ伝送の利用について          (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(2) 高等学校授業料及び学校開放事業夜間照明料の徴収における口座振替データの伝送について          (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(3) 文化財情報管理システム導入業務委託について          (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(4) ICTを活用した横浜市立中学校における部活動の遠隔技術指導について          (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(5) 粗大ごみ受付方法の拡大及び自己搬入時における本人確認の開始について          (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(6) 水道料金事務オンラインシステム更新に伴う事務委託の変更について</p> <p>(7) 横浜市風致地区条例に基づく許可申請プロット図等の電子化について          (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)</p> <p>(8) 横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査業務委託について(継続審議)          (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(9) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務の委託に係る審議事項の類型化について</p> <p><b>3 報告事項</b></p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告          I R (統合型リゾート) 市民説明会における防犯カメラの設置・運用事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告          港北オープンファクトリーにおける名簿管理事務</p> <p>(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告          ア 横浜水ビジネス協議会運営業務          イ 支出事務に関わる一部業務のICTツール(RPA等)を活用した効率化に関する調査研究</p>
-----	--

	<p>(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 公害健康被害補償等処理システムデータ移行</p> <p>(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 保土ヶ谷区防災・地域福祉保健アンケートの実施に係る宛名ラベル貼付業務委託</p> <p>(6) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告 ア 港北オープンファクトリーにおける参加受付業務委託 イ 横浜市役所アトリウム等運営業務委託 ウ 水・環境ソリューションハブ視察運営補助業務委託</p> <p>(7) 委託先個人情報保護管理体制（1件）</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（4件）</p> <p>(10) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）</p> <p>(11) 個人情報ファイル簿変更届出書（1件）</p> <p>(12) 令和元年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年11月23日～令和2年1月24日）</p> <p>(2) その他</p>
日 時	令和2年1月29日（水）午後2時00分～午後5時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	土井委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項(1)～(9)について承認する。</li> <li>・ 報告事項、その他について了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b></p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第179回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、土井委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員全員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p>

## 1 会議録の承認

(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。

議事に入る前に、私から一点ご報告がございます。前回までの審議会  
で審議いたしました、是正の申出に係る諮問に対する答申について、12  
月11日に実施機関にお渡しさせていただきましたので、ご報告させてい  
たきます。

それでは、議事に入ります。始めに、第178回審議会の会議録につつま  
しては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。

特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よ  
ろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

## 2 審議事項

### (1) 【案件1】 就学援助事務及び個別支援学級就学奨励事務の口座振込に おけるデータ伝送の利用について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイ  
ル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 最初に、案件1「就学援助事務及び個別支援学級就学奨励事務  
の口座振込におけるデータ伝送の利用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御  
意見をいただきたいと思います。

銀行の取扱い方が変わったための変更ということでした。個人情報保  
護の点から意見はありますか。加島委員、いかがですか。

(加島委員) 案件1と案件2は、業務主管課はどちらも学校支援・地域連携  
課ですね。案件2は全て電子データでの伝送に切り替えるとのことですが、  
案件1は、まだ紙の依頼書の持込みも残すとあります。なぜですか。

(所管課) 案件1の就学援助金等は、認定された金額を当課から各学校の  
口座に振り込みます。各学校が、保護者の口座に仕分けして振り込みま  
す。市立学校は約500校もあります。全校で一斉にデータ伝送できればい  
いのですが、すぐには対応できない学校もありますので、段階的に実施  
していきたいと思います。紙の依頼書での処理が少し残ってしまいま  
すが、なるべくなくすようにしていきます。

(加島委員) 政府も「すべて電子化し、データ伝送にするように」と言っ  
ています。個人に関わることならともかく、学校と金融機関だけで実施す  
ることなら、一律で切り替えたほうがいいのではと思います。

案件2の19ページ「5 取り扱う個人情報」の高等学校授業料の「個  
人情報の種類(電子データ)」は、【エクセル、E Bコンバーター】で、  
内容が「学校名、氏名、学年、組、口座情報」となっています。案件1

の7ページ「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類（電子データ）」の方は、「口座情報」のみとなっています。案件1、案件2ともE Bコンバーターを使うのに、書き方が違うのはなぜですか。

(所管課) こちらから振込先を指定するときには学校情報は不要です。7ページの「個人情報の種類（電子データ）」は、振込に必要な個人情報を列挙したものです。

(花村会長) それは7ページの「個人情報の種類（電子データ）」の説明ですよ。加島委員の質問は、案件2の19ページの「個人情報の種類（電子データ）」と書き方が違うのはなぜかということです。同じものであればどちらかを訂正してください。

(大谷委員) 案件2の方は、19ページの「5 取り扱う個人情報」の「対象者2（学校開放事業 夜間照明電気料）」にも電子データの個人情報があり、【エクセル、学校開放予約管理システム】と表記されています。それとの違いを補足説明するために、「対象者1（高等学校授業料）」に【エクセル、E Bコンバーター】と表記が入っています。7ページはそういう区別を付ける必要がないので、表記を付けていないのではないのでしょうか。このままでいいですが、実際にエクセルやE Bコンバーターを使うことについては補足してもらえれば整合性が保てると思います。

(所管課) 分かりました。

(大谷委員) 6ページ「4 個人情報の管理体制」【電子計算機処理の開始】の「個人情報を取り扱う機器」で、LGWANに接続しているパソコンの説明があります。就学援助費や奨励費を保護者に支払うための元の資料は、別のパソコンで作っていると思います。データをLGWAN接続のパソコンに移すときはどのようなやり方をしていますか。

(所管課) 通常使っているパソコンにLGWAN接続の証明書をダウンロードして、接続して行います。

(大谷委員) では、同じパソコン上で処理できるのですね。データの移し替えのようなデータ漏えいのリスクを伴う処理は行われませんか。

(所管課) はい。ログイン権限も厳しくしています。

(新田委員) 経済的な支援を受けている場合、ハマ弁などは無料だそうです。それが子供たちの中で知られると、いじめの対象になることがあるそうです。支援を受けていることが知られないよう、是非、配慮してください。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 横浜市では「個別支援学級」と呼んでいます。その情報は要配慮個人情報になると思いますが、今回、「個人情報ファイル簿兼届出書」の「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」の欄が「含まない」となっています。これでいいと思いますが、個別支援学級の人のデータとして分類すること自体、要配慮個人情報になるのではないのでしょうか。知的障害や情緒障害、弱視といった情報が当てはまるかと思っています。

(事務局) そういった障害種別までの情報は含みません。個別支援学級の対象児童生徒だからといって、必ずしも要配慮個人情報となるわけではありません。

(花村会長) 個別支援学級に所属すること自体は要配慮個人情報ではないということです。その人にどういう障害や病歴があるかは要配慮個人情報ですが、その情報は入らないのではないかとということです。私は、含まないという処理でいいと思います。

(中村委員) その人が個別支援学級に所属しているというのはやはり要配慮個人情報ではないかと思えます。けれども、銀行に送る情報は口座の情報だけですから、対象者が個別支援学級の児童生徒かどうか、銀行には分からないと思えます。

(所管課) 銀行へ伝送する情報は口座情報だけなので、個別支援学級か否かは銀行には分かりません。

(大谷委員) 電子データは口座名義人の情報だけで、児童生徒の氏名はありませんね。

(小嶋委員) 児童生徒の氏名は、電子データには入ってないですか。紙データのほうですね。それならば問題ありません。

(花村会長) それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

## (2) 【案件2】 高等学校授業料及び学校開放事業夜間照明料の徴収における口座振替データの伝送について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「高等学校授業料及び学校開放事業夜間照明料の徴収における口座振替データの伝送について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

案件1と関連がありますので、既に案件1で審議済の部分もあります。銀行の取扱いが新しくなるのに合わせて事務を変更するというところで、よろしいでしょうか。

それでは、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

## (3) 【案件3】 文化財情報管理システム導入業務委託について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「文化財情報管理システム導入業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(中村委員) 受託者が受領したデータの最終的な廃棄方法についてですが、30ページの「4 個人情報の管理体制」【事務の委託】の「廃棄方法」欄は、電子データは「受託者が廃棄」となっています。廃棄確認の方法は、「アクセス制限付きのサーバー上から完全削除を行う」です。

31ページの「委託先個人情報保護管理体制」では、「(4) 個人情報の運搬方法」に受託者が電子データの入ったDVD-Rを受け取っているような記載があります。このDVD-R自体は回収するのですか。

(所管課) 「委託先個人情報保護管理体制」は、記載の仕方を間違えてしまい、受託者の一般的な管理方法を記載してしまいました。今回の委託業務では、DVD-Rで情報を外部へ持ち出すことは発生しません。全てシステム内部だけで管理します。

(中村委員) 「(4) 個人情報の運搬方法」が、本件では違うのですよね。

(所管課) はい、運搬は発生しない想定です。訂正します。

(鈴木委員) このシステムは、情報の一部が外部への公開対象になっていたと思ひます。うっかり内部情報を公開してしまうミスが発生することがあります。このシステムでは、もともと公開するものとしなないものの仕分けは項目別にされているのですか。それとも、手作業で公開情報を選ぶのですか。

(所管課) 基本的には、公開情報は項目の枠が特定されています。既にインターネットで公開している情報の項目のみが公開される枠になっています。もしミスがあるとすれば、公開の枠に無理やり情報を入れた場合しか想定されません。

(花村会長) それでは、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

#### (4) 【案件4】ICTを活用した横浜市立中学校における部活動の遠隔技術指導について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件4「ICTを活用した横浜市立中学校における部活動の遠隔技術指導について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(大谷委員) 41ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目①基本的事項」に、「識別番号等」とあります。映像の番号はあっても、個人情報に相当する識別番号はないのではないのでしょうか。

か。該当しないものはチェックしなくてよいと思います。

(所管課) 私の理解が足りませんでした。個人の番号ではなく、生徒を区別するための番号です。同じジャージを着て、似ている生徒たちがたくさんいるので、生徒を区別する番号を付けています。

(大谷委員) 個人に識別番号を振るのなら、チェックしておくのが正しいと思います。

(花村会長) 背番号などを付けるのですか。

(所管課) 体育着に番号はほとんど付いていません。区別する上で便宜上、個人の氏名ではなく番号を付けます。「生徒A」「生徒1」に対する返信というようにコメントがあれば、生徒も分かりやすいと思います。

(花村会長) 誰宛てのコメントか分からなかったら、何のためにやっているか分かりませんか。現在実施しているのは、この中学校だけですか。

(所管課) はい。

(花村会長) どのくらい広めていくのですか。

(所管課) この事業を始める前、企業の協力を得て、試行期間で、ほかの中学校でソフトテニスなどで試行してみたところ、好評でした。仕組みとして確立させておいて、同じやり方で「うちもやってみたい」と希望する学校がないか照会をかけていきたいと思います。

(花村会長) この中学校は何箇所くらいやっているのですか。

(所管課) 9月から始めたので、まだ5か月経っていないくらいです。学校行事との兼ね合いもあり、毎月、動画がたくさん送られてくる状況ではありませんが、試しながらやっています。生徒たちは学校でタブレット端末を使うことが多いので、操作には慣れていています。今後、ほかの部活にも展開できれば、機会は増えていくと考えています。

(花村会長) サッカー技術は上がっているのですか。

(所管課) 受託者は、サッカーの専門家やプロを目指すというよりは、基礎的な体力を付けたり、けがをしない体をつくるトレーニングに強みを持っています。勝つチームを作るための指導ではなく、今は基礎的なところを重点的に扱っています。

(花村会長) 面白い企画ですね。

(小嶋委員) 受託者がアドバイスや指導をするとき、口頭でするのですか。文章でするのですか。

(所管課) サンプルの動画では、音声も入れることが可能です。送られてきた動画に対して、イラストを使ったり矢印を挿入したりして、「この足の向きが」と、音声でコメントを加えることもあります。字幕スーパーのように動画に文字をかぶせて、視覚的に指導することも可能です。

(小嶋委員) 情報としては映像ですが、その中には音声も含まれているのですね。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 受託者側の学生の顔なども入るのですか。

(所管課) 返信用動画で、自分がやってみせるときは、学生が映る可能性はあります。

(小嶋委員) それは個人情報にはならないのですか。

(所管課) 今回の対象としては、市立中学校の生徒及び教員として考えています。

(小嶋委員) 受託者側の学生はもちろん自身が動画に映ることを了承するでしょうが、映ったものが中学校の生徒のところに行くことについては了承を取ったほうがいいかと思います。

(花村会長) それは委託の条件に当然なっているでしょう。  
個人情報としての映像は、この中学校との契約が終わると、永久的に抹消されてしまうのですか。

(所管課) クラウドサーバの仕様上、5年間は保管されます。契約が終了して、もう利用しないのであれば、アカウントを抹消するので物理的に見ることはできません。サーバに残ったものは5年経過後に廃棄されます。もし契約を続けるのであれば、指導の蓄積として前の動画が残っていくことがあります。

(花村会長) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(5) 【案件5】粗大ごみ受付方法の拡大及び自己搬入時における本人確認の開始について**  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件5「粗大ごみ受付方法の拡大及び自己搬入時における本人確認の開始について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(小嶋委員) 51ページ「5 取り扱う個人情報」の、対象者1の「個人情報の種類」に、「居住状況」や「障害」、「公的扶助」とあります。これらの情報を収集する目的は何ですか。

(所管課) 粗大ごみの収集には、手数料の減免制度があり、減免制度を利用される場合に収集します。減免制度を利用されない場合には必要ないので収集しません。

(大谷委員) チャットボットで、申込者がどのような情報を登録したか、後で確認できる仕組みになっていますか。

(所管課) チャットボットそのものは、処理するごとにページが無くなるので、本人も見られません。最終的に受付システムに情報が登録されることとなります。我々は受付システムを見て情報を確認します。受け付けたことは、受付システムから申込者にメールします。

(大谷委員) 本人がメールアドレスを間違えて届かなくなったりすることがあります。メールが本人に届かなくても、受け付けた事実は残り、粗大ごみの搬入や収集事務はそのまま進められるのですか。

(所管課) 本人がメールアドレスを間違えても、受け付けた事実は残りませんが、仮受付メールを送ることができないため、事務手続を進めることはできません。

(大谷委員) チャットボットなどに入力した場合は、本人の打ち間違いがかなり発生します。そのような場合にどう取り扱うのか、あらかじめ決めておくことが必要かと思います。他人のメールアドレスを入力する人がいるということもあります。

(所管課) メールアドレスと同時に電話番号も登録してもらっているので、どうしてもメールでのやり取りがうまくいかなければ、ほかの方法で連絡することもあろうかと思います。

(大谷委員) では、エラーメッセージの管理は特にしないということですね。56ページの参考資料は「横浜市LINE公式アカウント利用規約(案)」ですが、横浜市のLINEの公式アカウントと言いつつ、資源循環局でもつばら使われるという想定でいいでしょうか。

(所管課) 公式アカウントは市で1つだけしか取得できないそうです。今回、横浜市の公式アカウントを作る中で第一弾は資源循環局ですが、将来的にはこの公式アカウントをほかの局も使用する想定です。利用規約そのものは、横浜市全体のことを想定しながら作成しています。

(大谷委員) この「横浜市LINE公式アカウント利用規約(案)」の「4 禁止事項」(15)に、「本課が発信する内容の」とあります。この「本課」は3R推進課のことだと思いますが、「横浜市」でもいいかと思いました。

同じ「横浜市LINE公式アカウント利用規約(案)」の「3 知的財産権」の(2)で、著作者人格権の帰属について述べています。「投稿されたことをもって、著作権を移譲するものとする」ということで、人格権と経済権を一つの文章で書いてしまい、内容がおかしくなっています。人格権はそもそも移転ができません。移転について説明したかのように取られてしまいます。

著作権で、複製権や公衆送信権、翻訳権のあたりは「投稿をもって移転する」と書き、その上で著作者人格権そのものについては別に触れなくても、もともと投稿者専属のものでありますから、そのままにするか、**不行使特約**を入れるような書き方が一般的かと思います。是非、専門の弁護士をチェックを受けてください。

(所管課) 1行目の削除を含め、考えてみたいと思います。

(鈴木委員) 今回、LINEを使うということで、市民が横浜市に粗大ごみの収集を申し込むと、LINE側に広告料収入が発生する場合があります。市としてはどういう姿勢ですか。

(所管課) 横浜市のLINEのアカウント設定をするときに、広告が出るという認識を持っていませんでした。

(鈴木委員) 利用する市民のアカウントの方に広告が出るということです。

(事務局) 横浜市では、TwitterやFacebookを利用した情報提供も行っています。市民がTwitterやFacebook、LINEという民間事業者のサービスを自分の意思で利用する場合、広告が表示されることも承知した上でサービスを利用します。横浜市はそれに乗って情報を提供したり、収集すると

いうことです。

(所管課) 広告収入があるのはLINEだというスタンスです。

(花村会長) その辺りについて、詳しい人はいませんか。

(鈴木委員) 法律上どうこうということはないと思いますが、素朴な疑問としてお聞きしました。

(大谷委員) 例えばフリーメールなどで市のいろいろな連絡先にアクセスするときも、いろいろな広告を見ながら連絡したりします。検索サイトを使ってもそうです。市民にとって、検索サイトやフリーメールのツールを選択するのと同じようにLINEを使うということであれば、プラットフォームの提供者が一定の広告料収入を得て、無償でコミュニケーションツールを提供する財源を得ることは、市としてはネガティブにはとらえていないことになると思います。それによって多数の人に利用してもらって、一定の事業者だけを利する問題に発展しにくいものを使えるようにするという事です。三つ四つあるものを一つだけ使わないようにしたり、逆に一つだけにしぼることになると、横浜市くらいの規模の自治体の選択は市民にも影響を与えるかもしれません。既にたくさんの方が使っているので、横浜市が市民に悪影響を及ぼすこともないのかなと思います。

(鈴木委員) 私も消極的な意味で考えているのではありません。利便性の観点で問題ないと思います。過去に市でそういう議論があったのかという質問です。

(事務局) 職員の採用の申込みで、特定のサイトを經由しないと申し込めないことになると、問題かという話を事務局でしたことがあります。今回は、粗大ごみ収集申込みのたくさんある手段のうちの一つです。

(花村会長) 自己搬入ヤードの本人確認の事務ですが、悪意のある人がいて、運転免許証と車検証を見せたとします。通常の家庭の粗大ごみの搬入者が何度も来るのとはどうやって区別するのですか。

(所管課) 既に何度も来ている事業者がいると思われるので、この仕組みで防ごうということです。今は住所すら、本当に存在するかどうか確認していません。相手も、まさか自分の事業所に市役所が乗り込んでくるとは思っていないので、嘘をつくのかも知れません。虚偽の申込みを見逃すわけにはいかないので、住所を提示してもらおうと考えています。

(中村委員) 自己搬入ヤードに持ち込んだときに、運転免許証と車検証を見て住所を確認し、受付時の住所と一致しているかどうかを確認するという事ですか。

(所管課) それもします。

(新田委員) LINEなどに情報が広がって、悪意ある人がどんどん持ち込んでくるかもしれません。防護策は考えていますか。

(所管課) 電話よりはインターネットの方が、虚偽の申込みをしやすいということは確かにあります。本人確認をしたい一番のターゲットは、インターネットで申し込んだ方々です。まずは本人確認をきちんとすることです。何度も来る事業者には口頭で注意しても改善されないなので、警察と立件していくことを考えています。

(中村委員) 申込みの際に架空の住所を書き、免許証には違う住所が書かれていたらどういう扱いになりますか。

(所管課) 本人にきちんと確認し、認めれば粗大ごみを持って帰ってもらいます。恐らくは、「誰々に頼まれた」と言う人が多いでしょう。「その人に今、電話してくれ」と問い詰めていって、「すみません。嘘です」と認めてもらうような流れを考えています。

(中村委員) その確認は、市が受託者に実施してもらうことが前提なのですか。

(所管課) 今年度の受託者は随意契約で委託した、本市の外郭団体の資源循環公社です。本人確認の業務は、委託事業者にお願ひし、本市の嘱託員がパトロールすることを想定しています。

(中村委員) そのときのやり取りは記録には残るのですか。

(所管課) 記録するようにしています。

(花村会長) それでは、案件5を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

#### (6) 【案件6】水道料金事務オンラインシステム更新に伴う事務委託の変更について

(花村会長) 次に、案件6「水道料金事務オンラインシステム更新に伴う事務委託の変更について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(加島委員) 先日、他自治体で廃棄したハードディスクが転売された事件がありました。「4 個人情報の管理体制」【事務の委託②】の電子データの廃棄方法には、タブレット端末の電子データの廃棄方法は、「タブレット端末への新データ受信による上書き消去」となっています。壊れたりした場合の、最終的な消去方法はどのようになっていますか。

(所管課) 通常、次のデータが届くと上書きされます。このタブレット端末はリースですが、そのままリース会社に返却するものではありません。単純に消去するだけでは完全消去できませんので、水道局では、意味の分からないデータを上書きしてからリース会社に返却します。

(加島委員) ペンタゴン方式でやっても、小さい磁気が残ってしまい、データを読み取る技術があります。「破壊しなければならないのではないか」という話もあります。

(所管課) 我々の場合は3回ほど試して、問題ありませんでした。

(加島委員) 他自治体の件で問題になった事業者は、きちんとISMSも取得していました。どちらかというところ、審査上では優良だったということですが、ISMSを取得しているだけでは信用できないことにもなるかと思ひます。

今の段階ではまだタブレット端末の廃棄まで行ってないでしょうから、何年か後に返却するときにはきちんと処分してください。

(所管課) 最終的に返却のときには物理的破壊を考えます。

(新田委員) 何年かに一度、水道メーターを取り換えています。本来無料ですが、詐欺が横行していて、メーター交換に法外なお金を請求された人がいるそうです。水道メーターを取り換えるときには、横浜市の証明書を提示してもらえたらと思います。

(花村会長) 今回の案件の資料はとでもたくさんの中身がありますね。水道料金システムの大改革になるのではないのでしょうか。それでは、案件6を承認するということがよろしいのでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

#### (7) 【案件7】横浜市風致地区条例に基づく許可申請プロット図等の電子化について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件7「横浜市風致地区条例に基づく許可申請プロット図等の電子化について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(小嶋委員) この許可申請プロット図は、一般公開はしませんか。

(所管課) 一般公開はしません。職員が内部管理用に使用します。

(小嶋委員) 109ページ「3 審議に係る事務」の「必要性・効果」欄に、市内15区分とありますが、西区、都筑区、泉区を除くのはなぜですか。

(所管課) 風致地区の指定がその3区内には無いからです。

(大谷委員) 111ページの「個人情報を取り扱う事務変更届出書」で、対象者に「違反建築物の違反者」とあります。違反している人も同じように電子データに記録されるのですか。110ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」にどう書かれているのかが分かりにくいです。

許可せず無断で違反建築物をつくった人は、対象者1（風致地区条例に基づく許可申請者、通知者、協議者、違反者）に含まれるということですか。「個人情報の種類（電子データ）」に書かれている内容が十分なのかが分かりません。

(所管課) 条例上、許可の申請は、行為の前にしなければいけません。許可申請せずに行為をしたことが後から分かった場合、許可申請と同様の書類を用意して報告してもらいます。「許可の申請」という言い方はできませんが、ほぼ同様な内容です。

違反の事実があったという情報をこの地図上に残していくということではありません。報告があったということが記録されるだけです。

(大谷委員) 報告があったということは、見る人が見れば「この人は違反があった」ということが分かるということですね。

(吉田委員) 110ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」に受付番号や許可番号があります。番号そのものも個人情報ですか。

(花村会長) ほかの情報と紐付けると個人が特定できる情報なので、個人情報として挙げておいたほうが良いという意味ですよ。

(所管課) この地図上に氏名は入りませんが、別にある台帳の番号と突き合わせることで、個人の氏名が確定できます。

(小嶋委員) その建築物が取り壊されたときは、どういう処理になりますか。

(所管課) 取り壊された場合は、特段の届出は必要ありません。特に記録として残るものはありません。木の伐採等は申請が必要になる場合があります。

(小嶋委員) その建築物がなくなったことは記録されないのですか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 記録上、ずっとそこにあることになるのですか。

(所管課) 申請があった事実がずっと残ります。

(花村会長) その場所にもう一度申請したら、受け付けてもらえないのですか。

(所管課) 取り壊した後にもう一度申請された場合は、記録が積み重なっていきます。新しい申請時点で「建て替え」という説明があればそのまま残しておきます。たまに、新しい申請者から「前回どのように許可したのか知りたい」と申出を受けることがあります。そのように、過去の書類を参考にすることがあるので、履歴を消すことはしません。

(花村会長) それでは、案件7を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(事務局) 予定より早く議事が進行していますので、事務局が提案する案件9の審議を先にお願ひできればと思います。

**(8) 【案件9】業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務の委託に係る審議事項の類型化について**

(花村会長) 次に、案件9「業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務の委託に係る審議事項の類型化について」の御説明を事務局から願ひします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件9につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(中村委員) 条件(1)に「条例施行規則第4条第1項第2号」とありますが、条例施行規則第4条には第2項がないので、第4条第2号の記載誤りではありませんか。

(事務局) 御指摘のとおりです。「第1項」を削除し、「第4条第2号」に

訂正します。

(花村会長) 事務開始に当たっての条件が(1)から(10)まであります。受託者が預かった紙文書を電子化する事務ですが、受託者が作業において紙文書をコピーすることはあり得ますか。

(事務局) 基本的に想定されないと考えています。原本をスキャンする作業が標準的な作業です。

(花村会長) コピーすることはないという前提でいいですか。受託者が作業する際コピーしてしまい、紛失することはありませんか。作業を効率化するために、こちらの人が半分作業して、こちらが残り半分を作業する場合など、コピーすることはあり得るだろうと思いますが、10個の条件の中に当てはまりません。コピーしたら報告を義務付けるなど、どこをコピーしたか分かるようにしておかないと、把握できない部分が出てきてしまうのではないですか。

(事務局) 作業においてコピーするときは報告させ、コピーの廃棄についても報告させる、という条件ですか。

(加島委員)「電子データ化する作業において複製等が必要な場合は、処理や廃棄について配慮すること」や、「報告すること」ということです。

(花村会長) 条件の11番目として入れてはどうですか。

(事務局) はい、入れることとします。

(花村会長) 新市庁舎移転に当たり、これからずっと電子データ化作業はやっていくのでしょうか。

(事務局) かなり作業があると見込まれます。

(鈴木委員) 心配しすぎかもしれませんが、紙の資料をスキャンするに当たり、ファイルから外してバラバラにするとと思います。その時に何枚か抜けてしまったら、それだけで漏えいするリスクはあるのかと思います。

(事務局) 作業時の確認をどこまでやるかですね。

(花村会長) 悪意のある人がいたら、どうしようもありません。でも、本当に慎重に行わないと、重要な資料が抜け落ちることもあり得ます。

(鈴木委員) まさかと思うようなことが起こります。先日、他自治体で廃棄したハードディスクが転売された事件がありましたが、誰も想定しませんでした。場合によっては配慮が必要だと思います。

(花村会長) 紙文書に記載されている個人情報、非常に機微で重要なものと、そうでもないのと、度合いが異なるでしょう。重要情報についてはより慎重に行うことは必要不可欠です。

(事務局) 個人情報の重要度に応じてということも条件に入れたほうがいいですか。

(花村会長) その判断は事務局に任せることになるでしょう。提案されている10個の条件も厳しいとは思いますが。

(事務局) 不正行為の防止をねらいに、「正社員を含む複数人で作業を行うこと」を条件(4)に入れています。

(小嶋委員) 本件に限らず、受託者が個人情報を廃棄する場合の廃棄確認の方法は、廃棄証明書を提出することが条件になっていることが多いです。この提案でも条件(7)で触れています。廃棄証明書には、横浜市で設

定している特別な様式はありますか。どのような形で出されているのでしょうか

(事務局) 廃棄証明書の様式は、恐らくないと思います。

(花村会長) 受託者の書式の中で書いて出すということですか。

(小嶋委員) ただ一文「廃棄したことを証明する」というだけでは、本当に廃棄したのか、証明書だけでは判断が難しいです。もう少し市として厳密な要件を設定し、廃棄証明書のひな形のようなものを作る必要があるかと思いました。物理的に廃棄した場合は写真を載せるなどです。今回の他自治体の事件を考えると、もう少し徹底したほうがいいかと思います。

(花村会長) 恐らく、委員の皆さんは同じ意見でしょう。

(加島委員) 万一、個人情報漏えいした場合のペナルティも入れたほうがいいです。可能か分かりませんが、万が一個人情報漏えいした場合にこれだけのペナルティを課することができるのだということを、契約上、明記したほうがいいと思います。

(花村会長) 委託契約などの時には明記しているのでしょうか。

(事務局) 加島委員の発言は、損害賠償額をあらかじめ契約で取り決めておくということでしょうか。

(加島委員) 委託契約書の中にペナルティが入っていますか。

(事務局) 通常は、契約違反として損害賠償請求はできるかと思いますが、いわゆるペナルティという点では十分かと考えています。

(花村会長) 損害額を例示するのは、いざとなると難しいのではないですか。賠償額の予定のような金額を書いておいて「これだけペナルティがありますよ」とすれば効果があるかも知れないが、それで、「横浜市はここまでやるのか」という話になっても困ります。

(小嶋委員) 条件(2)で、作業する場所について触れています。前回の審議会で審議した案件は、「市庁舎の中で作業する」という案件だったと思います。作業場所の条件として、例えば、「原則として市庁舎内で作業する」といったことを書けないのでしょうか。場所の確保が難しいかも知れませんが。

(事務局) 電子データ化したい紙文書の量によります。作業場所として会議室などが確保できればいいですが、文書量が多いと会議室を長期間占有してしまい、他の業務への影響がかなり出てしまいます。場合によっては、外部の受託者の作業場で作業せざるを得ないことも想定されます。実施機関内部でできればより安全度が高まると思いますが、類型案件として処理できないものが後々出てしまう可能性も見据え、そこまでの条件は課していません。

(小嶋委員) 実施機関以外で作業をする場合に、作業員以外が盗み見たりする状況では適切ではありません。ある程度独立した場所で作業しないといけません。そのような配慮すべき点を書く必要はないのでしょうか。

(大谷委員) 必要だと思います。

(加島委員) 恐らく条件(3)に含まれるのでしょうか。「合理的な方法で」というところです。そこを具体的に書くかどうか。

(小嶋委員) 持ち運びですね。

(加島委員) 自分の仕事で実際に行っている窃盗防止の例ですが、書類を作業のため離れた事業者の作業場所へ運ぶ際には、金属のかなり頑丈なカゴに入れて、カバーをかけ、鍵を4か所に付けています。その鍵を確認し、必ず職員が付いて運搬する体制をとっています。そのように事業者との間できちんと取決めをして、絶対に外部に漏れないようにしています。書類の内容にもよりますが、そこまでやらなければいけないと思います。

(花村会長) 小嶋委員の意見はとても大事です。条件にすることはできますか。

(中村委員) 作業場所についての条件がないので、考えたらどうですか。

(小嶋委員) 条件にいきなり「実施機関の場所で作業を行う場合」と出てくるので、実施機関以外で作業することが当然認められていると受け取られないかと心配に思います。

(大谷委員) まず原則を書き、「どうしても庁舎内に場所が取れなかった場合に別の場所で行うことができる。その場合には、他の人が盗み見や立入りができないような独立した作業場所を設ける」ことを求めたらと思います。実際の住所と建物、何階でここに扉が付いていて人が出入りするという、作業場所の図面も提出させるのが普通です。そのくらいさせてチェックして、安全性を確認してから持ち運びを許容することにしたかどうかと思います。十分なスペースが確保されないと、他の書類と混同してしまうことも起きます。手が足りなくなると急ぎよほかの場所でも作業するなど、国外に持ち出してしまうこともあります。横浜市内や神奈川県内など、作業場所の範囲を限定したほうがいいと思います。

「再委託不可」については、本来の委託の条件に入っているとは思いますが、そこについても注意喚起をしたらと思います。こういったことが作業場所の条件として必要と思います。

(小嶋委員) 条件(4)で「データ化作業は正社員を含む複数人で」とあります。

「特定された人」ということも入れないといけないと思います。

(吉田委員) 「この作業を誰が行った」という記録は取るのですか。

(事務局) 委託の個人情報取扱特記事項の中で、従事する職員に個別に研修を行い、受講したことの署名を取ることがあります。従業員が誰かは分かる仕組みにはなっています。

(吉田委員) 特定の事故があった日に、誰が作業をしていたか分かりますか。

(事務局) そこまでの記録提出を市で求めることはありません。

(吉田委員) これまでも非常にセンシティブなものに関しては、部屋への出入りを管理していると思います。そういうものは条件(8)「受託者において個人情報の管理を適正に行う体制があること」に含まれるのですか。ある種のものについては、具体的に誰がいつ作業したか分からないといけません。「この文書について、〇月〇日に誰がやった」という記録を取るの難しいですか。

(花村会長) 細かく言うとキリがなくなってしまう。審議会の承認を毎回取らなくても良いように類型化するのですが、そのような案件は「こ

れはこのように行います」という相談が事務局に来るのでしょうか。事務局に相談が来て、我々に報告することになります。ですから、事務局で「ここはずさんじゃないか」とチェックすることはできるわけでしょう。審議会に諮って承認を得られそうなところまで事務局で確認してもらえば、そこはいいのではないかと思います。これが重要な個人情報だとすると、「誰がいつ作業したのかきちんとしてくれ」という前提で審議会として承認することもあるし、「まあ、この程度は」というところもあるでしょう。大変でしょうが、事務局で内容を見て、その都度判断してもらう形になるのではないですか。そうしないと、これからも審議会にたくさん案件が提出されてきます。

もし本当に危険なことがあれば、事務局がチェックして、審議会で見聞を聞くのもいいのではないですか。

小嶋委員、大谷委員、私が言ったこと、それを条件として、類型化を承認することとしたいと思います。類型化すること自体は承認ということでもよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) 事務局でもう一回条件を整理して、文章にまとめて送ってください。それでは案件9はそのような形で承認いたします。

(9) 【案件8】横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査業務委託について（継続審議）

（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(花村会長) 次に、案件8「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(小嶋委員) 前回の審議会で委員方から出された意見や、私の質問に応じて改善されているように思います。

(鈴木委員) 「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「事業の目的」は、具体的にはどのようになりますか。

(所管課) 4ページの「2 事務全体の概要」の「2 事業目的」5行目、「また」以下の下線が引いてある部分です。

(鈴木委員) これを「個人情報を取り扱う事務開始届出書」に記載することですか。

(所管課) そうです。

(鈴木委員) 12月にもらった説明資料を見る限り、「本調査の必要性」でまず出てきたのが、「IRの実現に向けて」というところでした。今回の調査の主目的は、IRを実現するために提出書類を書く必要があるので行うのだと理解しました。それを目的としていることをきちんと市民に伝えることはとても重要です。いろいろな声がある中での調査なので、難し

いのだと思います。IRに関連することに触れたくない気持ちが分かる書類を提出していたと思います。今の時代、本当に取り組むためにやろうと考えるのであれば、正々堂々と書けばいいです。

「ほか」という接続詞から始まる記載があります。それでもIRについてということで含めてもらえるということなので、それでいいかと思っています。

「健康福祉局でどう考えているのか」という質問もしたので、本日、健康福祉局の担当者にも来てもらって説明を聞きました。

直接、この調査を一緒にやるかやらないかということより、本当にこの調査が依存症対策に生かしてもらえるのかが重要です。目的だと書いてある以上は、本当に生かしてもらわないといけません。よく連携してもらえればと思います。

(新田委員)「推進する」ということであれば、そのように書いたらと思います。非常にきめ細かくなっていました。これでいいかと思いました。

(中村委員) 対応ありがとうございました。個人情報保護の観点からは許容できるかと思っています。

(大谷委員) 個人情報とプライバシー保護の観点では、今回の補足説明と、調査項目の一部を削除したということで、お願いした内容は達成されているとは思っています。

国に提出する区域整備計画を、形式的に作るのか実質的に作るのか、いろいろやり方はあると思います。市民の情報を調査するだけでは、実質的には不十分です。横浜にIRを誘致するときの区域としての依存症対策ということでは、市民の調査をすることは、それだけで十分だとはなかなか言い難い面もあります。そういう課題も、この説明を通じて改めて気付かされました。

(吉田委員) 皆さんの指摘に対応して、丁寧に説明してくれたと思います。

(花村会長) 継続審議にしていたのですが、調査を開始せざるを得ませんでした。前回の要望事項、懸念事項については最大限考慮してもらったと思います。

それでは、案件9を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

### 3 報告事項

#### (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

IR (統合型リゾート) 市民説明会における防犯カメラの設置・運用事務

#### (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

港北オープンファクトリーにおける名簿管理事務

#### (3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 横浜水ビジネス協議会運営業務

イ 支出事務に関わる一部業務のICTツール（RPA等）を活用した効率化に関する調査研究

(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告

公害健康被害補償等処理システムデータ移行

(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

保土ヶ谷区防災・地域福祉保健アンケートの実施に係る宛名ラベル貼付業務委託

(6) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告

ア 港北オープンファクトリーにおける参加受付業務委託

イ 横浜市役所アトリウム等運営業務委託

ウ 水・環境ソリューションハブ視察運営補助業務委託

(7) 委託先個人情報保護管理体制（1件）

(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）

(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（4件）

(10) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）

(11) 個人情報ファイル簿変更届出書（1件）

(12) 令和元年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

#### 4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年11月23日～令和2年1月24日）

(2) その他

（花村会長） それでは、「3 報告事項」及び「4 その他」の「(2)個人情報漏えい事案の報告」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

（事務局） 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

（事務局） <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

（花村会長） ただいまの報告につきまして、何かございますか。報告事項及び漏えい事案の報告について了承するということですのでよろしいでしょうか。

（各委員） <異議なし>

（花村会長） それでは了承いたします。

	<p>(花村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、2月26日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第179回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第179回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和2年2月26日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は令和2年2月26日第180回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡